

議案第84号

石垣市水道事業給水条例の一部を改正する条例

石垣市水道事業給水条例（平成10年石垣市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月1日提出

石垣市長 中山 義隆

理 由

災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときに、他の市町村長が指定した者による給水装置工事の実施を可能にするため、当該条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市水道事業給水条例(平成10年石垣市条例第4号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(工事の施行)</p> <p>第10条 給水装置の設計及び工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第10条 給水装置の設計及び工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるとときは、この限りでない。</u></p>
2~5 (略)	2~5 (略)